

白河市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

(議長の議員報酬月額の特例)

第 1 条 この条例の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 (以下「特例期間」という。) における議長の議員報酬月額は、白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年白河市条例第 38 号) 第 2 条の規定にかかわらず、425,960 円とする。

(副議長の議員報酬月額の特例)

第 2 条 特例期間における副議長の議員報酬月額は、白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 2 条の規定にかかわらず、373,520 円とする。

(議員の議員報酬月額の特例)

第 3 条 特例期間における議員の議員報酬月額は、白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 2 条の規定にかかわらず、354,200 円とする。

(議長、副議長及び議員の期末手当の適用除外)

第 4 条 前 3 条の規定は、白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 5 条第 2 項の規定による期末手当の額の算定については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(白河市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止)

2 白河市議会議員の議員報酬の特例に関する条例 (平成 22 年白河市条例第 5 号) は、廃止する。